

Point

J R 東海 大阪修繕車両所分会分会情報
No. 40 2010. 04. 05.
発行責任者 坂東 貞男
編集責任者 教 宣 部

大阪仕業検査車両所へ大阪修繕車両所からの「代務者」問題で業務委員会開催 会社は「申告業務の一部を修繕車両所で施行」と言い訳！？ 業務を移管すること＝組織改正破綻の証明！！

昨年末に仕業検査車両所で発生したヒューマンエラーによる停電事故の関係で、当事者の事情聴取のための代務者を修繕車両所から確保したという会社自らが組織改正の意味を根底から覆した事態について、発生から3ヶ月も経ってようやく業務委員会が開催されました。そして、会社は申し入れに対して次のように回答しました。

- ①、「代務者」を他職場の大阪修繕車両所から充当したが、具体的な経緯を明らかにすること。
【回答】 停電事象発生後、事象を発生させた社員を当該業務から外した。その為、当日申告担当となっていた社員を仕業担当とし、その申告担当の業務に内勤担当者を充当した。その後、充当した内勤担当者を本来業務に戻すため、申告業務の一部を修繕車両所で施行することとした。
- ②、「代務者」に対して、理由や労働条件等について詳しく説明したのか明らかにすること。
【回答】 修繕車両所として申告業務の一部を実施しただけであり、労働条件等に変更はない。
- ③、大阪修繕車両所から夜勤者一人が「代務者」として大阪仕業検査車両所に充当されたことにより、大阪修繕車両所は、夜勤者一人欠員となっているが、ルール違反である。見解を明らかにすること。
【回答】 申告業務の一部を修繕車両所の業務として対応しており、問題があるとは考えていない。
- ④、車両所間をまたいで「代務者」を充当しているが、旧大阪第一車両所を分割した意味が問われる。見解を明らかにすること。
【回答】 申告処理の一部を修繕車両所の業務として指示したものであり、車両所組織改正の趣旨に反する者ではない。
- ⑤、異常時でもないのに「代務者」を車両所間で異動運用されることは、労働条件、作業環境などの変化により、事故や労働災害事故の原因となるやめること。
【回答】 申告処理の一部を修繕車両所の業務として指示したものであり、労働条件や作業環境は変わるものではない。
- ⑥、車両所間をまたいで作業指示をすることについては認められないが、異常時にやむなく「代務者」を指定せざるをえない場合の指揮命令系統を明らかにすること。
【回答】 組織改正の際に説明したとおりである。
- ⑦、各車両所において、急遽の不幸・葬儀、事故、病気等による「代務者」の取り扱いについて、日勤、深夜時間帯別について見解を明らかにすること。
【回答】 各車両所において急遽欠務が発生した場合で、代務が必要と認めた場合は代務者にて対応する。但し、事象発生時の業務状況を勘案して代務者を充当しないこともある。

会社は「申告業務の一部を修繕車両所で施行」と言っていますが、いくら言い訳しても仕業検査車両所で申告作業が処理できないから修繕車両所へということであり、組織改正が破綻している証明です

私たち大阪修繕車両所分会は、業務遂行だけでなく社員運用でも柔軟性があつた組織改正前の体制に戻すべきだと思います。

【ウラ面に主なやり取りを掲載】

代務者を不慣れな修繕車両所から確保に問題有りだ！！

組合:②項については、非常に問題がある。代務者の確保に大きな問題がある。

会社:代務者でなく、申告の業務を一部修繕に移管した。

組合:それは今、言っているだけで、当日は代務者と指示しているではないか。

会社:一部対応方については、過渡期であって。

組合:過渡期だから仕方ないという判断か。

会社:一部指示の仕方とか、伝え方に不備があった。

組合:代務者として指示して行かせているではないか。

会社:伝わり方が、受ける側と言う方がまずかった。

組合:誤魔化したらダメだ。代務者に作業指示したということだ。

会社:業務移管した。

組合:申告作業はどこの作業か。定例業務を移管したということか、いつ計画したのだ。欠員が生じたからだ。

会社:申告業務は仕業検査車両所の業務。その一部移管です。

組合:それはおかしい。とんでもない話だ。穴が空いたから、使い勝手の良いように使ったのだ。

会社:業務は一部修繕車両所に移管した。

組合:不備があったら正直に言うべきだ。過渡期だからなど、何のために組織改正やったのか。

会社:……

組合:修繕車両所の人が申告やるのか。この指示された人は申告作業の経験はあるのか。

会社:車が入ってくるとか運用はありますが、臨時の修繕の作業はやります。申告の一部を臨時業務として業務移管した。

組合:組織改正は何のためだ、業務を区分けして特化したのでないか。全然特化していない。

会社:申告作業というのは運行の一環である。発生したものを臨時修繕として、修繕車両所はやる。

組合:ただ申告をやるだけみたいになっているが問題だ。業務の内容を仕切って、特化させると。

しかし、そうではない。趣旨に反している。都合良く言っているだけだ。

組織改正は破綻しているのだ！！

組合:代務者を確保と、そうでない場合の業務の移管をやった。順番で行けばどちらが先か。

会社:それは代務者の確保で、業務量にもよる。

組合:通常業務を業務移管している。このようなことが、通常で発生するのか。

会社:ありうる。ケースバイケースで色々な場合が想定できる。

組合:仕業検査車両所では対応できない。だから、修繕車両所に移管したということで良いのか、お手上げだということで、依頼した。組織改正が破綻していることだ。

会社:過渡期だから。

組合:過渡期とか関係ない。代務者を手配するのが基本といいながら出来なかったのだ。

会社:……

組合:組織改正して、わずか数ヶ月で破綻したということだ。言っている事とやっていることが違う。

会社:業務の移管も一つのやり方としてやった。

組合:ちゃんと分けたのだから。

会社:そこは修繕車両所に移管した。

組合:代務者が基本だ。だけど出来なかったから後付で、業務移管とした。組織改正して分けた意味がない。誤魔化したらダメだ。

会社:代務者もたてる。業務移管もする。

組合:いい加減なやり方で、何かあったら誰が責任取るのか。

会社:それは仮定だ。

組合:仮定だろうが、普段行わない、やっていない作業をやらされて、それによって問題が発生したら誰が責任を取るのか聞いている。言わないじゃないか。

会社:認識の違いがある。

組合:誤魔化すな。人がいなかったから移管したのだ。 【関西業務二ユースNo122から抜粋】